

2022年10月14日

各 位

会 社 名 株式会社エッチ・ケー・エス
代 表 者 名 代表取締役社長 水口 大輔
(コード 7219 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 常務取締役財務部長 赤池 龍記
電 話 0 5 4 4 - 2 9 - 1 1 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年11月29日開催予定の第49期定時株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い電磁的方法で開示することにより、株主に対して提出したものとみなすことができる。	(削 除)

現行定款	変更案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則</p> <p>1. <u>2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
(新 設)	

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 11 月 29 日（予定）

定款変更の効力発生日 2022 年 11 月 29 日（予定）